

特記仕様書

1 工事概要

工事名称	沖縄県立芸術大学音楽棟石積擁壁修繕工事
工事場所	沖縄県立芸術大学（沖縄県那覇市首里当蔵町1－4）
工 期	契約締結日の翌日から150日間
工事規模	石積修繕工事 1箇所 内容：数量表による
工事種目	土工事、石積撤去復旧工、舗装工、法面工等
工事概要	「沖縄県立芸術大学」内の県指定史跡「国学・首里聖廟石垣」に所在する石積において、顕著な目地開き及び孕みが確認されたことから、石積の解体・積み直しを行う。

2 適用

この特記仕様書は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の発注する「沖縄県立芸術大学音楽棟石積擁壁修繕工事」に適用する。

この工事の施工に当たっての一般事項は、下記の図書による。

3 工事共通図書及び参考資料

本工事は、本設計書の他下記の図書による。

- (1) 土木工事共通仕様書（令和7年7月） 沖縄県
- (2) 土木工事施工管理基準（令和7年7月） 沖縄県
- (3) 公園緑地工事共通仕様書（令和7年5月） 国交省
- (4) 公園緑地工事施工管理基準（令和7年5月） 国交省
- (5) その他

IV. 特記事項

1. 特記すべき地域事項の概況

文化財保護法による史跡名勝天然記念物：県指定史跡「国学・首里聖廟石垣」
那覇市首里当蔵(県立芸術大学音楽棟駐車場側)

2. 一般共通事項

工事に伴う安全管理については、関連法規を厳守し万全を期す。

施工に先立ち、工事共通図書を充分熟読し、施工計画書を立案し事前に監督職員の承諾を得る。

施工計画書は、特に石積、仮設工については詳細計画を立案し事前に監督職員の

承諾を得る。

協力業者ならびに材料メーカーリストを監督職員に提出し、さらに特殊技能を有する石工事に関しては、技能者の経歴書を提出し承認を得る。石工事協力業者を選定するにあたっては、県指定史跡等の石垣の修復経験者を有するものとする（上記技能者の経歴書に文化財等にかかわったことがわかる経歴を提示すること）。

石材、木材、その他監督職員等の指示する材料は、「材料承諾願」提出時に見本品を提出し監督職員の承諾を得る。

法令による制限事項等がある場合は、法令の規定の遵守方法について監督職員に指示を受ける。

県指定史跡国学・首里聖廟石垣の現状変更手続きについては、事前に協議予定である。

県指定史跡国学・首里聖廟石垣であるため、工事前、現況測量・調査終了後、工事中、工事完了前に沖縄県教育委員会の立ち会いのもと文化財調査を行い、施工内容の確認を行う。その際の資料の作成等の対応を行う。

仮締切設置後、石積解体前、修復後に写真測量を行い、修復前後の立面図を作成する。

工事に係る仮設については次の点に留意するとともに、その施工方法については事前に監督職員等と協議し承諾を受ける。

- （１）工事期間中は、利用者の安全を確保しながら行う。
- （２）作業場敷や資材置場敷が必要な場合は最小限とし、協議することとする。
- （３）利用や景観にも十分配慮した位置や仕様とする。

資材置場、仮設事務所の設置に際しては、監督職員の指示を受ける。

周辺の環境および自然環境等に影響を及ぼすおそれがある場合は、施工時期および施工時間帯について監督職員と協議のうえ、設定する。

希少な動物の生息が認められた場合には、直ちに監督職員と協議し、その個体及び生育環境の保全のための適切な措置を講じる。

工事現場の見やすい場所に、工事名・工事目的・工事期間・事業主体名・工事受注者名・現場責任者名・電話番号を記した標示板を設置する。標示板は工事に関する情報を分かりやすく提供するように内容については、監督職員と協議のうえ、決定する。

工事揚水及び工事電力は受注者の負担とする。構内既存設備は利用できる。現場代理人は当該主旨を充分理解したうえで、工事に携わる全ての作業員に浸透するよう指導する。

設計図書に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は、書面をもって通知し、監督職員と協議のうえ、内容を確定する。

本工事の着工にあたり、既設物、地盤高等の確認のための現況測量・調査を行

い、その結果を監督職員に報告する。

施工上の納まりまたは取り合い関係で、材料、寸法、取り付け位置、取り付け工法等について軽微な変更および測量誤差に起因する地盤高さ等の軽微な変更は、監督職員と協議する。協議の結果は、記録し、監督職員に提出する。なお、これらは、原則として現場処理とする。

仕様書および本図書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については受注者の負担にて処理する。

工事範囲内の占用物件等については、埋設状況等を把握し、これに損傷を与えないように十分に注意して施工する。

施工に先立って、既に損傷を受けている箇所について調査し、その結果を監督職員に報告する。

本設計図書に記載のない既設物の解体・撤去の際は、写真撮影を行い形状寸法・数量を監督職員に報告し、承諾を得てから、解体・撤去を行う。

本工事で生ずる発生材は、形状寸法・数量を監督職員に報告し、指示に従って措置する。

現場加工品の色彩については、別途「色彩計画書」による他図面に明示されていない場合、監督職員等と協議し色彩を確定する。

残土、表土等のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。

掘削土砂等の材料を仮置きする場合は、降雨等により周辺に流失することのないように、土嚢積みやシート掛け等の適切な対策を講じる。

常に、資材および作業機械・工具の整理整頓に努めるとともに、吸い殻、ゴミの管理は徹底する。

既存測量杭がある場合は、工事中、必要に応じて引照点をとるなどして大切に扱う。

工事実績情報の登録を行う。

通称「グリーン購入法」に基づく、環境物品等調達の推進に関する基本方針〔以下「基本方針」という。〕において位置づけられた、「特定調達品」に該当する材料及び建設機械等は、原則として基本方針に定める判断基準を満足するものを使用する。なお、やむを得ず判断基準に満たないものを使用する場合は監督職員の承諾を得るものとする。また、該当する使用資材・建設機械を工事完了時に、特定調達品目（公共工事）調達実績集計表を作成し提出する。

本工事は「建設副産物情報交換システム」（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時、及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。監督職員への報告はシステムにより作成した〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕により行うものとする。

本工事の施工にあたっては、「建設工事における建設副産物管理マニュアル」のうち「3 施工編」に従い適切な処理に努めるものとする。

工事完了時にコスト縮減報告書を作成し提出する。

設計図（A 4 版 2 部）を製本し、（表紙、及び背表紙には、年度、工事名等を明朝体で記入）、監督職員に提出する。なお、費用については受注者の負担とする。
完成時の提出図書

・ 完成図	CAD データ	提出部数 1 部
	A 3 版	提出部数 1 部
・ 施工計画書	データ	提出部数 1 部
	A 4 版	提出部数 1 部
・ 工事提出書類	A 4 版	提出部数 1 部
・ 文化財調査提出書類	A 4 版	提出部数 3 部

※ 提出する図面の種類及び記入内容等は共通仕様書及び監督職員の指示による。

※ 完成写真はカラーで 1 部提出する。ただし、原板は撮影者の保管とする。なお、撮影箇所等は監督職員の指示による。

3 敷地造成工（掘削工、盛土工、客土工）

掘削にあたっては、既設埋設物を破損しないように事前に調査する等留意し、障害物等が発見された場合は、監督職員と協議する。

掘削は盛土及び栗石に限り、地山の粘土層は文化財保護の観点から原則として行わない。

工事全般を通じ、石積解体、裏込解体、掘削にあたっては埋設物に留意し行う。

植栽地に対して必要以上の機械の出入りは避け、土壌の固結防止を図る。

掘削工に当たっては、特殊土壌（土丹、礫、固結粘土等）が出現した場合は監督職員とその措置を協議する。

埋戻土の運搬および敷均しについては、雨天後の含水比の高い状態での作業を行ってはならない。

城壁背面の発生土、裏込層背面の排水性等について問題ないか確認をし、埋め戻し土に再利用する。発生土の保管場所は監督職員の指示に従う。

城壁背面の埋戻しにあたっては、石積法線を確認しながらタンパなどで転圧する。

城壁背面の発生土は一時保管場所へ運搬搬入するものとするが、敷均しは受注業者において行うとともに、土量が確認できるよう必要な資料を整備するものとする。

4 石積等撤去工（解体準備、城壁石積解体、裏込材解体、天端張りコン撤去）

応急対策として設置されている落石防護網は、石積修復作業前に撤去する。

設計図を基に既存の石積の取り外す部分の見極めを現地で行い、石積に丁張りを行う。

既存の築石の積み直しが出来るよう、撤去前に事前調査、ナンバリング、築石の据付順序の確認、現況測量及び写真測量（3次元測量及び図面作成）を行う。

本工事分と既設部分とのすり付けは、なじみ良く仕上げるため、本工事での現況測量に基づく現在の変異の状態を把握し、線形の計画図を作成する。この計画図をもとに、石積の解体調査を踏まえ隣接する石垣とのすりあわせを考慮した修復計画を作成し監督職員と協議し、承認を得る。

既存築石の撤去は、石を損傷しないよう丁寧に行う。

築石の撤去時には、既存石積の構造、基礎構造等を調査し記録する。修復時には、解体に伴い解明してきた構造を基本としながら堅固な石積みにするため、既存石積の構造が設計と大きく異なる時は、監督員に報告し指示に従う。

解体した築石は指定の場所に運搬して整理保管する。

石積の解体と並行し、裏込めの解体を行う。

裏込め等解体時に石材が発生した場合は、洗浄し再利用に材質上問題がないか確認したうえ監督職員に報告し指示に従う。

5 石積工（石材運搬、石積積み直し、裏込工）

積み直す石材は原則として解体した石材を再利用し、既存部分とのすり付けなどのためにやむを得ない場合は、監督職員と協議し、承認を得た上で新材を利用すること。

6 土系舗装工

修復した石積の天端には、雑木・雑草防止対策として土系舗装を施すものとする。

7 仮設工

単管傾斜足場を設置して石積工を行うこと。

足場には安全ネットを設置すること。

8 法面工

撤去した落石防止網については積み直し後に再敷設すること。

9 伐木・除根

伐木・除根にあたっては埋設物に留意し行う。

10 安全対策

施工日は、平日（日、祝日を除く）、時間帯は、昼間施工（8:00 から17:00 ま
で）を原則とする。なお、監督職員と協議のうえ、前後延長可能とする。

施工期間中は、監督職員と協議し、必要に応じてガードマン等を配置し、歩行者
等の誘導を行い、その安全を確保すること。

11 その他

その他、必要な場合は、監督職員と協議のうえ行う。